

2022年4月22日 全10頁

企業の気候変動情報の開示に関する国際的な基準案が公表

ISSBの公開草案についてQ&A形式で解説②

金融調査部 研究員 藤野大輝

[要約]

- 2022年3月末、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は①「IFRS S1 サステナビリティ関連の財務情報の開示に関する全般的な要求事項（General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information）」、②「IFRS S2 気候関連開示（Climate-related Disclosures）」という二つの公開草案を公表した。
- 前者は企業の重要なサステナビリティに関するリスク・機会の情報を投資家に向けて開示することを求める基準である。後者は気候変動をテーマとした基準であり、投資家が企業価値に対する気候関連のリスクと機会の影響を評価できるようにする情報の開示を企業に求めるものである。
- 気候変動については現在 TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の基準を参照とした開示が多く見られるが、将来的には、ISSBの国際的かつ統一的な基準へと移行していくことが想定される。
- 本稿では前後編に分けて、これらの公開草案について、基準の概要に加え、どのような対応が求められているのかについて、Q&A形式で解説する。今回は後編として、②「IFRS S2 気候関連開示」を取り上げる。

1. 企業の気候変動情報の開示に関する国際的な基準案が公表

2021年11月、国際会計基準（IFRS）の設定に関わるIFRS財団は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立を公表した。ISSBは既存のサステナビリティ情報の開示基準を統一しつつ、国際的に比較可能な情報を開示するための基準を提供することを目指している¹。

ISSBは2022年3月末に、①「IFRS S1 サステナビリティ関連の財務情報の開示に関する全般的な要求事項（案）（[Draft] IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-

¹ 詳しくは、拙著「国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）設立の公表と基準策定の方向性」（2021年12月22日、大和総研レポート）を参照。

related Financial Information)」、②「IFRS S2 気候関連開示 (案) ([Draft] IFRS S2 Climate-related Disclosures)」という二つの公開草案を公表した²。

①「IFRS S1 サステナビリティ関連の財務情報の開示に関する全般的要求事項 (案)」は、企業の重要なサステナビリティに関するリスク・機会の情報を投資家などに向けて開示することを求める基準である。企業が ISSB の基準に沿ってサステナビリティ情報の開示を行う上では、まずこの全般的要求事項に準拠することとなる。

全般的要求事項に加え、特定のテーマ（例えば、気候変動など）ごとに定められた ISSB の基準がある場合には、企業はその基準にも準拠することが求められる。②「IFRS S2 気候関連開示 (案)」は、気候変動をテーマとした ISSB の基準であり、投資家が企業価値に対する気候関連のリスクと機会の影響を評価できるようにする情報の開示を企業に求めるものである。

両公開草案について、ISSB は 2022 年 7 月 29 日までコメント募集を行い、そのコメントを踏まえて 2022 年後半にさらに議論を進め、2022 年中に基準を策定することを目指している。

ISSB がこれらの公開草案を優先的に作成・公表した背景には、サステナビリティ情報の開示の基礎となる全般的要求事項と、特に企業価値への影響の緊急性が高いとみられている気候変動に関する情報開示の基準は重要性が高いことがある。気候変動に関する情報開示は、現在は TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース) の基準を参照とした開示が多く見られ、各国の開示規則も TCFD の基準に沿うことを求めている場合も多い。しかし、将来的には ISSB の基準が国際的に利用されるようになることが想定されるため、動向を注視しておく必要があると考えられる。

これらの公開草案について、前後編に分けて基準の概要に加え、どのような対応が求められているのかについて、Q&A 形式で解説する。今回は後編として、②「気候関連開示 (案)」を取り上げる。

2. 気候関連開示

(1) 概要

「気候関連開示」は、財務報告の主要な利用者（投資家など）が企業に関する以下の理解・評価を行うことができるように、重大な気候関連リスク・機会の情報の開示を企業に求めることを目的としている。

- 企業価値に対する重大な気候関連リスク・機会の影響の評価
- 企業の、リソースの使用に対応するインプット、事業活動、アウトプット、アウトカムが、重大な気候関連リスク・機会への対応やそれらをマネジメントするための戦略をどのように裏付けるかの理解
- ビジネスモデルなどを重大な気候関連リスク・機会に適応させる企業の能力の評価

² <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/03/issb-delivers-proposals-that-create-comprehensive-global-baseline-of-sustainability-disclosures/>

この目的に基づいて、「気候関連開示」は図表 1 の情報の開示を求めている。TCFD 提言と同様、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」という 4 つの柱に基づいて情報の開示を求めている。

図表 1 「気候関連開示」で開示が求められている事項の概要

ガバナンス	開示目的	投資家などが、企業の気候関連リスク・機会をモニタリング・管理するためのガバナンスのプロセス等を理解するため
	開示事項	<p>気候関連リスク・機会をモニタリングするガバナンス機関に関する情報、およびそのプロセスにおける経営者の役割(具体的には以下を開示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候関連リスク・機会のモニタリングに責任を負う機関、またはその機関のメンバー 気候関連リスク・機会に対する責任が取締役会の義務や企業の方針などどのように反映されているか 気候関連リスク・機会に対応するための戦略を監督する上で適切なスキルが利用可能であることを取締役会がどのように確保するか 取締役会や委員会が気候関連リスク・機会について報告を受ける方法、頻度 取締役会や委員会が企業の戦略、主要な取引に関する決定、リスク管理方針などを監督する際に気候関連リスク・機会についてどのように考慮するか 取締役会や委員会が重大な気候関連リスク・機会に関連する目標の設定、進捗状況をモニタリングする方法(関連する業績指標が報酬方針に含まれるか、およびどのように含まれるかを含む) 気候関連リスク・機会の評価と管理における経営者の役割の説明(その役割が特定の管理職または委員会に委任されているか、管理職または委員会に対してどのようにモニタリングが行われているか、特定の管理と手順が気候関連リスク・機会の管理に適用されているか、適用されている場合は、それらが他の内部機能とどのように統合されているかに関する情報を含む)
戦略	開示目的	投資家などが、重大な気候関連リスク・機会に対処するための企業の戦略を理解できるようにするため
	開示事項	<p>短期、中期、長期にわたって、ビジネスモデル、戦略、キャッシュ・フロー、資金調達、資本コストに影響を与える可能性がある合理的に予想される重大な気候関連リスク・機会(具体的には以下を開示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大な気候関連リスク・機会の説明、およびそれぞれが短期、中期、長期にわたってビジネスモデル、戦略、キャッシュ・フロー、資金調達、資本コストに影響を与えると合理的に予想される期間 短期、中期、長期をどのように定義し、これらの定義が企業の戦略的計画、資本配分計画にどのようにリンクされているか 特定されたリスクが物理的リスクであるか移行リスクであるかの説明
		<p>企業のビジネスモデルに対する重大な気候関連リスク・機会の現在および予想される影響を、投資家などが理解するための情報(具体的には以下を開示)</p> <ul style="list-style-type: none"> バリューチェーンに対する重大な気候関連リスク・機会の現在および予想される影響 バリューチェーンのどこに重大な気候関連リスク・機会が集中しているかの説明(地理的領域、施設または資産の種類、インプット、アウトプット、流通チャネルなど)
	移行計画を含め、企業の戦略や意思決定に対する重大な気候関連リスク・機会	

戦略	開示事項	<p>の影響を、投資家などが理解するための情報(具体的には以下を開示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設定した気候関連の目標を達成するための計画を含む、重大な気候関連リスク・機会にどのように対応しているか(以下も含まれる) <ul style="list-style-type: none"> ① ビジネスモデルに対する現在および予想される変更に関する情報(以下を含む) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特定されたリスク・機会に対処するために企業が行う戦略と資源配分の変更(例えば、レガシー資産に関する計画などを含む) ➢ 実施している直接的な適応と緩和の取り組みに関する情報(例えば、生産プロセスの変更、労働力の調整、原材料の変更など) ➢ 実施している間接的な適応と緩和の取り組みに関する情報(例えば、顧客やサプライチェーンとの協力によるものなど) ② 計画のためのリソースがどのように調達されるか ・ 計画における気候関連の目標に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ① 目標のレビューのためのプロセス ② 企業のバリューチェーン内での排出削減を通じて達成される企業の排出目標 ③ 排出目標の達成過程におけるカーボンオフセットの使用目的(以下を含む) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 目標がカーボンオフセットに依存している程度 ➢ オフセットが第三者検証・保証の対象となるか(対象となる場合はそのスキーム) ➢ オフセットの種類 ➢ オフセットの信頼性と完全性を理解するために必要なその他の重大な要素 ・ 以前の報告期間に開示した計画の進捗に関する定量的・定性的情報
		<p>重大な気候関連リスク・機会が企業の報告期間に係る財政状態、財務実績、キャッシュ・フローなどに与える影響を、投資家などが理解するための定量的な情報(具体的には以下を開示、定量的情報を開示できない場合、定性的情報を開示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大な気候関連リスク・機会が直前に報告された財政状態、財務実績、キャッシュ・フローにどのように影響したか ・ 次の会計年度内に財務諸表で報告される資産および負債の帳簿価額に重要な(material)調整が生じ得るという重大なリスクがある、特定された気候関連リスク・機会に関する情報 ・ 重大な気候関連リスク・機会に対処するための戦略を踏まえた、時間の経過による財政状態の変化の予想(以下を反映する) <ul style="list-style-type: none"> ① 現在の財政状態およびコミットされている投資計画と、その計画による財政状態への予想される影響 ② 戦略を実施するための資金に関する計画 ・ 重大な気候関連リスク・機会に対処するための戦略を前提とした、時間の経過による財務実績の変化の予想 ・ 上記の各定量的情報を開示できない場合、その理由
		<p>戦略のレジリエンス(気候関連の変化、発展、不確実性に適応するための企業の能力)を投資家などが理解するための情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レジリエンスの分析結果(投資家などが以下を理解できるようにする) <ul style="list-style-type: none"> ① 分析で特定された影響にどのように対応する必要があるかを含む、企業の戦略に対する調査結果の影響(ある場合のみ)

<p style="text-align: center;">戦略</p>	<p>開示事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ② レジリエンスの分析で考慮される重大な不確実性の領域 ③ 短期、中期、長期にわたって、以下の観点から気候変動に戦略とビジネスモデルを調整または適応させる企業の能力 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 気候関連リスクに対処するため、または気候関連機会を利用するための、資本を含む既存の財源の利用可能性および柔軟性 ➢ 既存の資産を再展開、再利用、アップグレード、または廃止する能力 ➢ 気候変動の緩和と適応、および気候変動の影響からの回復に関する機会への現在または計画されている投資の効果 <p>以下を含む分析がどのように行われたか</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 気候関連のシナリオ分析が使用される場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 評価に使用されたシナリオとそのソース ➢ 気候関連の各種シナリオを用いた比較分析を行ったか ➢ 使用されたシナリオが移行リスク、物理的リスクに関連しているか ➢ シナリオ分析の中で、気候変動に関する最新の国際協定に沿ったシナリオを使用したかどうか ➢ 選択したシナリオが気候関連リスク・機会に対するレジリエンスの評価に関連していると判断した理由 ➢ 分析の対象期間 ➢ リスクの範囲、仮定の詳細など ➢ 低炭素経済への移行が企業に影響を与える経路に関する仮定 ② 気候関連のシナリオ分析が使用されていない場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業の気候変動の影響に対するレジリエンスを評価するために使用される方法など ➢ 分析に使用された気候関連の仮定 ➢ 選択された気候関連の仮定が、気候関連リスク・機会に対するレジリエンスの評価に関連すると企業が判断した理由 ➢ 分析で使用された期間 ➢ リスクの範囲、仮定の詳細など ➢ 低炭素経済への移行が企業に影響を与える経路に関する仮定 ➢ 企業が気候関連のシナリオ分析を使用できなかった理由
	<p style="text-align: center;">リスク管理</p>	<p>開示目的</p>
<p>開示項目</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候関連リスク・機会を特定するための 1 つまたは複数のプロセス ・ リスク管理の目的で気候関連リスクを特定するために使用する 1 つまたは複数のプロセス（以下に該当する場合を含む） <ul style="list-style-type: none"> ① リスクに関連する可能性と影響をどのように評価するか（定性的要因、定量的閾値、および使用されるその他の基準など） ② リスク評価ツールの使用を含め、気候関連リスクが他のリスクと比較してどのように優先付けされているか ③ 使用する入力パラメーター（例えば、データソース、対象となる事業の範囲、仮定の粒度など） ④ 以前の報告期間で使用されたプロセスからの変更 ・ 気候関連機会を特定、評価、優先付けするための 1 つまたは複数のプロセス ・ 気候関連リスク・機会（関連する方針を含む）をモニタリング、管理するための 1 つまたは複数のプロセス

リスク管理	開示項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候関連リスクの特定、評価、管理のプロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスに統合される程度と方法 ・ 気候関連機会の特定、評価、管理プロセス、または複数のプロセスが、企業の全体的な管理プロセスに統合される程度と方法
指標と目標	開示目的	投資家などが、企業が重大な気候関連リスク・機会をどのように測定、モニタリング、管理するかを理解できるようにするため
	開示項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業界を超えた指標(どの業種も同様に開示が求められる指標) ① 報告期間中に生成された温室効果ガスの絶対総排出量 <ul style="list-style-type: none"> ➢ スコープ 1、2、3 の排出量(スコープ 3 の排出量については以下に従う) <ul style="list-style-type: none"> ◆ 上流および下流の排出量を含める ◆ カテゴリー(上流・下流におけるどのような用途での排出か)を開示する ◆ バリューチェーン内の企業によって提供された情報が含まれる場合、その測定の根拠を説明する ◆ 正確な測定値を得ることができないなどの場合でバリューチェーン内の企業の排出を除外する場合、その理由を開示する ➢ 各スコープの排出原単位 ➢ 排出量、排出原単位は(a)連結ベースと、(b)連結会計に含まれない関連会社、合併事業、非連結子会社の二つに分けてそれぞれ開示する ➢ 上記(b)の排出量測定のために使用されたアプローチ ➢ 上記アプローチの選択理由、開示目的との関係 ② 移行リスクに対して脆弱な資産または事業活動の額と割合 ③ 物理的リスクに対して脆弱な資産または事業活動の額と割合 ④ 気候関連機会に関連する資産または事業活動の量と割合 ⑤ 気候関連リスク・機会に向けて展開された資本支出、資金調達、または投資の金額 ⑥ 内部炭素価格 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業が排出コストを評価するために使用する価格 ➢ 企業が意思決定に内部炭素価格をどのように適用しているか(例えば、投資決定、シナリオ分析など) ⑦ 報酬 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 気候関連事項に関連する、当期の経営幹部の報酬の割合 ➢ 気候関連事項が役員報酬においてどのように考慮されるか ・ 企業の業界ごとに開示が求められる指標(開示すべき指標の一覧が ISSB から公表される) ・ 下記の目標に向けた進捗状況を測定するために取締役会または経営陣が使用するその他の指標 ・ 気候関連リスクを軽減または適応するため、あるいは気候関連機会を最大化するために企業が設定した目標(目標ごとに以下を開示する) <ul style="list-style-type: none"> ① 目標の達成に向けた進捗状況を評価するために使用される指標 ② 気候関連リスク・機会に対処するために企業が設定した特定の目標 ③ 目標が絶対値か、原単位か ④ 目標の目的(例えば、気候変動の緩和、適応など) ⑤ 目標が気候変動に関する最新の国際協定で作成されたものとのように比較され、それが第三者によって検証されているか

指標と目標	開示項目	⑥ 目標がセクター別脱炭素アプローチを使用して導き出されたか
		⑦ 目標に係る期間
		⑧ 進捗を測定するための基準となる期間
		⑨ マイルストーン(中間目標)

(出所) ISSB (2022) “[Draft] IFRS S2 Climate-related Disclosures” より大和総研作成

(2) 気候関連開示に関する Q&A

企業が(1)の「気候関連開示」の各項目を開示していく上で、留意すべきポイントについて、Q&A形式で解説する。ただし、以下のQ&AはあくまでもISSBの公開草案などの資料を読み解いた上での筆者の見解を示したものであり、必ずしもISSBの見解や最終的な基準と合致するものとは限らないことには注意が必要である。

なお、次の各Q&Aについては、レポートの前編、[拙著「企業のサステナビリティ情報開示に関する国際的な基準案が公表」\(2022年4月22日、大和総研レポート\)](#)を参照。

- リスク・機会が「重大」かどうかはどのように判断するのか？判断の閾値などは設けられているのか？
- バリューチェーンに関する開示におけるバリューチェーンの定義や範囲は？
- 連結ベース、単体ベースのどちらで開示すればいいのか？
- ISSBの基準に準拠するためには、財務報告においてIFRSを適用している必要があるのか？IFRS適用企業は必ずISSB基準に基づいた開示を行わなければならないのか？
- ISSBの基準に基づいた開示はどのタイミングで、どの期間について、どこで開示を行う必要があるのか？
- 将来事項に関する予測などに関する情報の開示について、一定のセーフハーバー・ルールなどは設けられているのか？

Q1. 「気候関連開示」では業界ごとに特定の指標の開示が求められているが、自らがどの業界に該当するのかについてどのように判断を行えばよいのか？また、複数の業界で事業を行っている場合は、各業界について求められている指標を開示する必要があるのか？

A1. 業界の要件は、既存のサステナビリティ情報開示基準の設定機関であるSASB(サステナビリティ会計基準審議会。現在はIIRC(国際統合報告評議会)と合併してVRF(Value Reporting Foundation)になっている)が利用しているシステムに基づいており、77の業界に分類されている(うち9つの業界分類には気候関連の開示事項は定められていない)。企業は自らがどの業界に該当するのか、当該システムを参照する必要がある。

また、複数の業界にまたがる事業活動を行っている企業は、完全性の目的を達成し、企業価値を生み出す企業の能力に影響を与える可能性が合理的に高い気候関連の開示事項の全てに対処するために、複数の業界ベースの要件を適用する必要がある場合があるとされている。

Q2. ISSB の基準に準拠する上では、「気候関連開示」で求められている全ての事項を開示しなければならないのか？

A2. 「気候関連開示」では、いずれの開示事項も“shall disclose”（開示しなければならない）とされている。現時点では一部のみを開示することを認める記述は確認できないため、基本的には全ての事項を開示するものと考えられる。

ただし、企業は気候変動に関する重要な（material）情報を開示することを求められており、“material”ではない情報を開示する必要はないとされている（“material”の定義はレポートの前編、[拙著「企業のサステナビリティ情報開示に関する国際的な基準案が公表」（2022年4月22日、大和総研レポート）](#)を参照）。

Q3. 「気候関連開示」で求められている事項だけ開示をし、他の ISSB の基準で求められている開示を行わなかった場合、ISSB の基準に準拠していることになるのか？

A3. 企業のサステナビリティに関する財務情報の開示が ISSB の基準の全てに準拠している場合には、企業は準拠に関する声明を行うものとされている。つまり、ISSB の基準に準拠しているというためには、企業は全ての ISSB の基準に沿った開示を行っている必要がある。

ただし、重要（material）ではない情報の開示をする必要はないということを踏まえると、自社の事業等と関連性の薄いテーマの基準に関する情報について、重要性がないため開示をしていなかったとしても、ISSB の基準に準拠していると認められる場合も考えられるだろう。

Q4. 「気候関連開示」に従った開示を行っている場合、その企業は TCFD 提言の推奨開示項目に準拠した開示を行っているともみなされるのか？

A4. 「気候関連開示」は TCFD 提言の推奨開示項目を取り入れた上で、さらに詳細な開示を求める基準となっている。そのため、「気候関連開示」に従った開示を行っている企業は、TCFD 提言にも準拠しているものと考えられる。

また、わが国のコーポレートガバナンス・コード（2021年改訂）では、東京証券取引所プライム市場上場会社に対して、気候変動リスク・機会の自社の収益等への影響について TCFD またはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきとされている。この TCFD と「同等の枠組み」について、東京証券取引所はパブリックコメントへの回答で IFRS 財団において検討されている国際的なサステナビリティ開示の統一的な枠組みがこれに該当するものとなることが期待されている、と示している。つまり、わが国でも ISSB の基準に従うことで TCFD と同等以上の開示をしていると認められるものと考えられる。

Q5. そのほか、気候関連情報を開示する上で留意すべきポイントはあるか？

A5. 重大な気候関連リスク・機会を特定する上で、業界ごとに開示が求められている指標を

検討の出発点とすることが考えられる。つまり、自社の属する業界においてどのような事項の開示が求められているかを確認することで、その業界でこういった気候関連リスク・機会が特に企業価値への影響が大きいと考えられるのかなどを検討する材料となることが想定される。

Q6. 今回はテーマ別の開示基準として、「気候関連開示」の公開草案のみが公表され、ほかのテーマに関する基準は公表されていないが、気候変動以外のテーマに関する基準も開発される予定はあるのか？

A6. 2022年後半に、ISSBは基準設定の優先順位について協議する予定となっている。この協議には、企業価値の評価に関連する他のサステナビリティに関するリスク・機会、および SASB 基準に基づいた業界ベースの要件のさらなる開発に関するフィードバックを求めることが含まれている。

3. TCFD 提言からの移行を見据えた積極的な気候関連開示が期待される

先述の通り、ISSBの「気候関連開示」は、TCFD提言で開示が求められている事項を取り入れた上で、さらに詳細な開示を求めるものであり、企業にとってはTCFD提言以上にハードルの高いものである。

現在では、気候関連リスク・機会の情報を開示する上では、TCFD提言に基づいている企業が多く、英国、米国、シンガポールなど、各国の規制等でもTCFD提言を参照しているケースが多く見られる。わが国においても、2021年に改訂されたコーポレートガバナンス・コードでプライム市場上場会社に対してTCFD提言に基づいた開示を進めるべきとされている。

しかし、将来的にはTCFD提言からISSBの「気候関連開示」への移行が想定される。TCFDを設立した金融安定理事会（FSB）は2021年7月に公表した“Roadmap for Addressing Climate-Related Financial Risks”において、今後の気候関連の金融リスクに対処するためのロードマップを示している。その中でも開示の部分では、現在のTCFD提言の利用に続くステップとして、ISSBの基準という国際政策が発展し、このISSBの基準が各国規制に基づいて適用されるように検討されることを通じて、国際的に一貫性があり、比較可能で、投資判断に役立つ開示が可能になると示されている。

ISSBは、今回公表した公開草案を2022年中に最終化することを目指している。現在ではTCFD提言の基準に基づいた規制等を定めている国においても、ISSBの基準の適用が始まる際には、国際的かつ統合的に利用される基準としてISSBの基準に基づいた開示を企業に求めるようになることも考えられる。

現時点においては、ISSBの基準の適用時期や経過措置の有無、わが国でどのように導入されるのかなどについては未定である。だが、企業としては投資家などからESG・サステナビリティに関する高い評価を得るためには、特に事業活動や財務への影響の緊急性が高いとされている

気候変動に関する情報を、海外を含む他社と比較可能な形で開示をしていくことが非常に重要であると考えられる。

ISSB の基準への対応は TCFD 提言よりもハードルが高いものと思われる。だからこそ、今後の基準や規制に関する動向を想定した上で、例えばまずは TCFD 提言への対応をさらに進めていくことで、TCFD 提言以上に詳細な開示が求められるであろう ISSB の基準への移行に備えるなど、将来に向けた積極的な気候関連情報の開示を進めていくことが望ましいだろう。